

平成26年

第4回市議会定例会 議案第15号

函館市道路占用料徴収条例の一部改正について

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

函館市道路占用料徴収条例（昭和45年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「630」を「430」に、「970」を「660」に、「1,300」を「900」に、「560」を「390」に、「900」を「620」に、「1,200」を「850」に、「56」を「39」

に、

6
3

 を

4
2

 に、

「550」を「380」に、「340」を「230」に、「1,100」を「770」に、「470」を「320」に、「2,000」を「1,900」に、「24」を「16」に、「34」を「23」に、「51」を「35」に、「67」を「46」に、「100」を「70」に、「130」を「93」に、「240」を「160」に、「670」を「460」に、「0.006」を「0.007」に、

「

1,000
600

」を

930
560

 に、「

20」を「19」に、「200」を「190」に、

「

1,000
1,000

」を

930
770

 に、「

110」を「77」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料の額を改定するため